

4. 核兵器不拡散条約 (NPT)

2010年NPT運用検討会議：最終文書（行動計画）の概要

2010年5月29日

軍縮不拡散・科学部

1 核軍縮

【核軍縮一般・2000年合意「明確な約束」の再確認】

- すべての国は「核兵器のない世界」の実現という目標と整合性のとれた政策を追求。(アクション1)
- 核兵器廃絶の明確な約束の実施において、核兵器国は一方的、二国間、地域、多国間の措置を通じ、あらゆる種類の核兵器を削減し、究極的には廃絶するために更に努力。(アクション3)

【核兵器の数と役割の低減（核兵器国による核軍縮の具体的措置）】

- 核兵器国は2000年NPT運用検討会議の最終文書に含まれる具体的核軍縮につながる措置の進展の加速にコミット。
 - － あらゆる種類の核兵器削減
 - － 核兵器の役割の更なる低減
 - － 核兵器システムの運用状態の低減 等
- 2014年の準備委員会で締約国に報告するよう核兵器国に要請。2015年NPT運用検討会議で評価し、次のステップを検討。(アクション5)

【消極的安全保証】

- すべての核兵器国は消極的安全保証に関する既存のコミットメントを尊重。(すべての) 締約国に対する供与を奨励。(アクション8)

【CTBT】

- すべての核兵器国はCTBTの早期批准を約束。特にNPT非締約国を含む、未批准国による批准奨励に関する核兵器国の特別な責任を確認。(アクション10)
- 条約発効までの間、すべての国は、核実験実施及び新しい核兵器技術の使用に関するモラトリアムを維持。(アクション11)

【FMCT】

- CD（軍縮会議）において核分裂性物質生産禁止条約の交渉を直ちに開始すべきことに合意。(アクション15)
- 核兵器国により、軍事目的のためには不要とされたすべての核分裂性物質のストックを、IAEAに申告することを約束するよう奨励。(アクション16)

【信頼醸成・軍縮不拡散教育】

- すべての国は、核兵器のない世界の達成に向け、政府、国連、その他の国際・地域機関、市民社会の間の協力を支持することの重要性に合意。(アクション19)
- すべての国による、軍縮・不拡散教育に関する国連事務総長報告に含まれる勧告の実施を奨励。(アクション22)

2 核不拡散

【保障措置】

- 追加議定書の未締約国に対し、速やかな締結及び発効を奨励。（アクション28）
- 追加議定書の締結及び発効促進のためのIAEAによる支援を奨励。（アクション29）

【IAEA】

- IAEAの政治的、技術的、財政的基盤の確保。（アクション33）
- 各国の国内計量管理体制整備に対するIAEAの支援を奨励。（アクション46）

【輸出管理】

- 多国間で合意されたガイドラインの活用を奨励。（アクション36）

【核セキュリティ】

- 核物質防護条約の早期の批准及び未締約国による締結を奨励。（アクション42）
- 核テロ防止条約の未締約国に対し、速やかな締結を奨励。（アクション45）

【北朝鮮】

- 北朝鮮に対し、2005年の六者会合の共同声明のコミットメントを履行することを強く要請。NPT及びIAEAセーフガードに復帰することを強く要求。北朝鮮及び締約国に対し、不拡散及び軍縮の義務の履行を求める。（「他の地域問題」）

3 原子力の平和的利用

【原子力の平和的利用と保障措置】

- 原子力技術の移転及び国際協力を推進するにあたっては、第3条（IAEAとの保障措置協定の締結）等に従って促進することの確認。（アクション51）

【IAEAの役割の重要性】

- IAEAの活動に対し、今後5年間で1億ドルの追加拠出を奨励。（アクション55）

【3Sの確保】

- 原子力発電を含む原子力エネルギーの開発にあたり、保障措置、原子力安全及び核セキュリティ（3S）へのコミットメント及び実施の確保。（アクション57）

【核燃料サイクルに関する多国間アプローチ】

- 核燃料供給保証メカニズムを創設する可能性を含めて、核燃料サイクルに関する多国間アプローチについての議論をIAEAの場で継続。（アクション58）

4 中東決議

- 国連事務総長及び中東決議共同提案国（米英露）の召集による、すべての中東諸国が参加する中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の2012年開催を支持。

（了）

2015年NPT運用検討会議：最終文書案の概要

2015年5月22日

外務省軍縮不拡散・科学部

1 核軍縮

【核戦力の透明性向上】

- 条約の義務の実施に関し、透明性、検証可能性、不可逆性の原則を適用することの重要性を再確認（パラ131）。
- 核兵器に関する定義及び専門用語に関する議論の強化を含め、透明性を向上させ、相互信頼を醸成するための努力の構築・強化を懇請（パラ154サブパラ10）。
- 2010年行動計画のアクション5及び20に基づく核軍縮関連の約束に関する定期報告を要請。核兵器国による標準報告フォームへの関与の継続並びに2017年及び2019年の準備委員会での報告を懇請。2020年運用検討会議で同報告メカニズムの実施状況のレビューと次のステップを検討。報告にあたっては、国家安全保障を書さない範囲で次の項目を考慮することを懇請（パラ154サブパラ11）。
 - (1) 核弾頭の数、種類（戦略核・非戦略核）及び配備状態（配備済み・非配備）
 - (2) 運搬手段の数及び種類
 - (3) 軍事・安全保障概念・ドクトリン・政策において核兵器の役割及び意義を削減する措置
 - (4) 故意でなく、権限の無い、又は事故による核兵器の使用の危険を低減する措置
 - (5) 核兵器システムの運用態勢を解除又は低減させる措置
 - (6) 核軍縮努力の一環として、解体・削減された核兵器及び運搬手段の数及び種類
 - (7) 核兵器用核分裂性物質の量

【あらゆる種類の核兵器の更なる削減・将来的な核兵器削減交渉の多国間化】

- 5核兵器国の会合に留意（パラ128）。
- 戦略・非戦略、配備・非配備、場所を問わず、多国間措置を含めた方法を通じて、透明で、不可逆かつ検証可能な方法で、すべての種類の核兵器の更なる削減及び廃絶を要請（パラ154サブパラ4）。
- ロシア・米国による更なる核兵器量削減に関する交渉の早期開始を奨励（パラ154のサブパラ5）。
- 5核兵器国に対し世界の核兵器保有量の迅速な削減への関与を懇請（パラ154のサブパラ6）。

【核兵器の非人道性】

- すべての人類に壊滅をもたらす核戦争の危険を回避するためにあらゆる努力を行う必要性（パラ136）。
- 核兵器の非人道的影響に関する知識を深めた3回に渡る国際会議（パラ137）、オーストリア及びオーストラリア主導の共同ステートメント（パラ138）、オーストリアによる「誓約」への留意（パラ139）。
- 核兵器使用の影響は瞬時又は長期的な結末をもたらす、それが以前理解されていたよりもずっと深刻であることを確認（パラ140）。
- あらゆる核兵器の使用による壊滅的で非人道的な結末に関する深い懸念は、核軍縮分野における努力を下支えし続けるべき鍵となる要因であり、こうした結末を知ることが、「核兵器のない世界」に向けたすべての国々による努力に緊急性を与えるべきであるということを強調（パラ135、パラ154のサブパラ1）。

【軍縮・不拡散教育、市民社会】

- 我が国が76か国を代表して行った軍縮・不拡散教育に関する共同ステートメントに留意（同ステートメントには広島・長崎への被爆70年への言及あり）（パラ138）。
- 第二次世界大戦の痛ましい壊滅の終結から70年目であることを踏まえ、本会議は、すべての国々に対し、

核兵器の非人道的影響を知るべく、被爆した人々及び地域とやりとりし、その経験を直接共有すること等を通じて指導者や軍縮専門家、外交官に加え、一般の人々、特に若い将来の世代の、核軍縮・不拡散に関するあらゆるトピックに関する意識を向上させるため、国連やその他の国際機関、赤十字・赤新月社、地方政府、非政府組織、学術機関、民間と協力しつつ、軍縮・不拡散教育の分野における努力を継続し、強化することを推奨する。本会議は、さらに、すべての国々に対し、この取組において、新たな情報及びコミュニケーション技術を活用することを奨励する。（パラ154のサブパラ18）。

【効果的措置（法的規定）】

- 第70回国連総会において、オープン・エンド作業部会を設置し、核兵器のない世界の達成及び維持に貢献し、かつ、そのために必要な法的条文又はその他の取決めを含め、NPT第6条の完全な実施のための効果的な措置を特定・策定することを勧告（パラ154のサブパラ19）。

【包括的核実験禁止条約（CTBT）】

- 可能な限り早期のCTBT発効の重要性の確認（パラ148）。
- CTBTOによる現地査察体制の完成と暫定運用に向けた努力の歓迎及び大規模統合野外演習（IFE 2014）の成果の活用の奨励（パラ149）。
- 残り8つの発効要件国が、遅滞なくかつ他国を待たずCTBTに署名・批准するため個別にイニシアティブをとることを要請。核実験による健康及び環境への影響、特に子女の健康に対する影響を背景として、条約が発効しない間、核実験等を実施しない。（パラ154のサブパラ15）。

【核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）】

- FMCTに関する政府専門家会合（GGE）の作業に留意（パラ146）。
- CD（軍縮会議）に対し、FMCTの即時交渉開始に合意するよう要請（パラ154のサブパラ16）。

【核軍縮検証】

- ノルウェー・英国の指導の下でのイニシアティブ及び米国による国際検証パートナーシップを含む核軍縮における検証能力の開発に向けた努力の強化を推奨（パラ154のサブパラ17）。

【核兵器の役割低減】

- 核兵器の役割及び意義の更なる低減に向けた軍事・安全保障に関する概念、ドクトリン及び政策の継続的な再評価を要請（パラ154のサブパラ7）。

【リスク低減（含む警戒態勢解除）】

- 潜在的なサイバー脅威に対する指揮・管制の保護を含め、意図しない核爆発のリスクに包括的に対処するために必要なすべての努力の実施を要請（パラ154のサブパラ8）。
- 核兵器システムの運用態勢低減のための更なる実際的な措置の検討を推奨（パラ154のサブパラ9）。

2 核不拡散

【保障措置】

- IAEA保障措置が不拡散体制の基本的な柱であることを認識。（パラ15）
- 2010年から、新たに23カ国が追加議定書を締結したことを歓迎し、未締結国に対し、速やかな締結を

奨励。IAEA及び全加盟国に対し、追加議定書の締結及び実施促進のための支援を奨励。(パラ25, パラ26)

- IAEAによる国レベル概念(SLC)に関する追加的な情報の提供等を歓迎。(パラ33)

【核セキュリティ】

- 核セキュリティの国際的枠組みの強化におけるIAEAの中心的な役割を再確認。(パラ41)
- 改正核物質防護条約の可能な限り早期の批准を要請。(パラ43)
- 核テロ防止条約の可能な限り早期の締結を奨励。(パラ46)
- 核セキュリティ・サミットを含む様々な国際的なイニシアティブが果たす役割に留意。(パラ47)

【輸出管理】

- 原子力関連の輸出が核兵器等の開発に資することがないように確保することを要請。(パラ48)
- 輸出管理に係る効果的な国内規制の構築・実施を要請。多国間で合意されたガイドライン等の活用を奨励。(パラ49)
- 輸出管理等を促進するための加盟国間の協力・支援を歓迎。(パラ55)

【北朝鮮】

- 北朝鮮による核実験に強い遺憾の意を表し、さらなる核実験を行わず、国際的な不拡散体制を損なう核戦力建設政策を放棄するよう要求。(パラ161)
- 北朝鮮による核兵器保有に対する国際社会の反対について改めて述べ、核兵器国としての地位を持ち得ないことを想起。(パラ162)
- 全ての核兵器及び既存の核計画の放棄及びNPT, IAEA保障措置への早期復帰を強く要求。(パラ162)
- 進行中の核活動に深刻な懸念を表明し、全ての活動の即時停止を要求。(パラ162)
- 国連安保理決議の義務を完全に履行し、六者会合共同声明関連のコミットメントの順守に向けて具体的な措置をとることを要求。(パラ163)
- 六者会合への強固な支持を再確認し、北朝鮮に対し、会合再開に向けた好ましい条件醸成のための外交努力に応えるよう要求。(パラ163)

【中東非大量破壊兵器地帯】

- 2016年3月1日までに、国連事務総長は、中東非大量破壊兵器地帯設立のための条約の交渉・妥結のための継続的なプロセスを立ち上げるための会議を開催。同会議には、全ての中東諸国(注)が招待される(パラ169 ii.)。
- 共同提案国(米英露)は、会議の準備プロセス及びフォローアップのためのステップを支援(パラ169 iii.)。
- 国連事務総長、共同提案国等は、会議が延期されないことを確保(パラ169 iv.)。
- 準備プロセス及び会議における意思決定はコンセンサス(パラ169 vii.)。
- 本年7月1日までに国連事務総長が特別代表を任命し、共同提案国と共に、会議に向けた準備を進める(パラ169 viii.)。

注：中東諸国の定義：アラブ連盟の加盟国、イラン及びイスラエル

3 原子力の平和的利用

【原子力の平和的利用，技術協力】

- 原子力科学技術を含め，科学技術は，社会的・経済的な発展に不可欠な要素と認識。（パラ65）
- 国際原子力機関（IAEA）の活動は，エネルギー需要の充足，健康の増進，貧困との闘い，環境保護，農業開発，水資源利用の管理及び産業プロセスの最適化に貢献することにより，ミレニアム開発目標の達成の一助。（パラ66）
- 原子力科学技術へのアクセスを拡充するために，特に開発途上国に対する支援を奨励。（パラ68）
- 原子力の平和的利用における保障措置，原子力安全及び核セキュリティ（3S）の確保の必要性を再確認。（パラ69）
- IAEA技術協力活動の重要性を強調（パラ74）。平和利用イニシアティブ（PUI）への拠出を奨励（パラ79）。

【原子力安全】

- 福島第一原発事故後のIAEAの取組みを歓迎。事故の教訓を共有するため，福島報告書の公表に向けて取り組んでいることに留意。（パラ101）
- IAEA原子力安全行動計画の実施の重要性を再確認。（パラ102）
- 原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）の発効を歓迎（パラ119）。迅速な賠償を確保する効果的な原子力損害賠償メカニズムの重要性を強調（パラ121）。

（了）

岸田外務大臣による2015年NPT運用検討会議における一般討論演説（仮訳）

2015年4月27日

まず、巨大地震によって、ネパール及びその他の国において犠牲になった方々及び御家族・御友人に対し、深い哀悼の意を表します。

議長、

70年前、私の故郷広島において、一発の原子爆弾が13万人以上の尊い命を奪いました。残されたものも後遺症に苦しみ、多くの者がその後命を落としました。「被爆体験は思い出したくないが、2度と繰り返さないために忘れないようにしている。」これは多くの被爆者の思いです。もちろん政治指導者は自国を巡る安全保障環境について冷静な認識を持たねばなりません。同時に核兵器の非人道性についての正確な認識を持ち、理想を忘れない政治家であることが重要であると私は信じます。被爆地広島出身の外務大臣として、私は、被爆地の思いを胸に、この会議において「核兵器のない世界」に向けた取組を前進させる決意です。

議長、

世界にはいまだ1万6000発を超える核兵器が存在し、核軍縮・不拡散の取組を逆行させるような動きもあります。今こそ、核軍縮の動きを加速化していく必要があります。

議長、

日本は、唯一の戦争被爆国として、この会議を通じて、NPT三本の柱のすべてにおいて、NPT体制を更に強化して、「核兵器のない世界」に近づくことを重視しています。そのために、核兵器国と非核兵器国の双方に対し、共同行動をとることを求めます。特に、すべての核兵器国がNPT第6条に基づく特別な責任を誠実に果たすよう求めます。

核軍縮・不拡散の取組には近道はありません。核兵器国と非核兵器国が協力し、NPT Iが提出した合意文書案にある、現実的かつ実践的な取組を積み上げることこそがとるべき道です。

議長、

私は、この会議において、以下の5点を重視します。

第一に、核戦力の透明性の確保です。核弾頭の数がわからなければ、核兵器削減交渉は成り立ちません。また、透明性の確保は、地域や国際社会における信頼醸成にもつながります。核兵器国には、数値情報を伴う具体的かつ定期的な報告を行うよう求めます。

第二に、あらゆる種類の核兵器の更なる削減や核兵器削減交渉の将来的な多国間化です。これまでの米口の戦略核の削減だけではなく、核兵器を保有するすべての国がすべての核兵器を削減すべきです。

第三に、核兵器の非人道的影響の認識を共有し、「核兵器のない世界」に向けて結束することです。これは、核軍縮の原動力となります。本日も私の創設した「ユース非核特使」がこの会場に来ています。彼らにはここニューヨークで広島と長崎の惨禍を世代と国境を越えて伝達してもらっています。

第四に、世界の政治指導者及び若者の広島・長崎訪問です。核兵器国を含め、政治指導者や若者に広島と長崎を訪れ自らの目で被爆の実相を見ていただきたいと思います。本年7月30日から8月6日の間、関係の地方自

治体及び民間団体の協力を得て、広島・長崎ピースプログラムとして、約2万4千人の世界の若者を被爆地にお迎えします。また、日本は、本年8月末に広島で国連軍縮会議や包括的核実験禁止条約（CTBT）賢人会合を、11月には長崎でパグウォッシュ会議世界大会を開催します。また、来年日本は主要先進国首脳会議の議長国として、サミット及び関係閣僚会合を開催します。その詳細は今後決まることとなりますが、来年日本を訪れる各国の政治指導者にも被爆地に足を延ばしていただきたいと思いをします。

第五に、地域の核拡散問題の解決です。北朝鮮による核・ミサイル開発の継続は、国際社会全体の平和と安全への重大な脅威であり、NPT体制への深刻な挑戦です。我々は、北朝鮮に対し力強いメッセージを発出すべきです。日本は、イランの核問題の主要な要素の合意を歓迎し、最終合意の達成に向け、外交努力を強化します。これらの解決のためにも、IAEA追加議定書の普遍化を含め、IAEA保障措置や輸出管理の強化も重要です。また、中東非大量破壊兵器地帯の進展を期待し、日本も引き続き尽力します。

議長、

この会議の成功のためにも、NPT3本柱の1つである原子力の平和的利用は重要です。日本はより多くの人に、医療、農業、水資源を含むより幅広い分野で、より安全に原子力技術の恩恵を届けるよう、平和利用イニシアティブ（PUI）に対し、向こう5年間で総額2500万ドルの拠出を行います。また、福島第一原発事故を踏まえ、国際的な原子力安全の強化に貢献していく考えです。

議長、

会議開始に当たり、ここにいる我々一人ひとりが被爆者の「核兵器のない世界」に向けた強い思いを共有し、今次会議が充実した成果を上げることを強く期待します。また私自身、唯一の戦争被爆国の外務大臣として、また、本年9月のCTBT発効促進会議共同議長として核軍縮推進への決意を新たに、私のスピーチを終わります。ご静聴ありがとうございました。

（了）

核兵器不拡散条約（NPT）に関する日米共同声明（仮訳）

2015年4月28日

1. 日本と米国は、核兵器のない世界の平和と安全の追求及び核兵器不拡散条約（NPT）へのコミットメントを再確認する。我々は、核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用という同条約の3本柱それぞれを強化するニューヨークでの運用検討会議の成功に向けて協働する決意である。NPTは、グローバルな不拡散体制の礎と、核軍縮達成のための不可欠な基礎であり続けている。広島及び長崎の被爆70年において、我々は、核兵器使用の壊滅的で非人道的な結末を思い起こす。広島と長崎は永遠に世界の記憶に刻み込まれるであろう。核兵器使用をめぐる懸念は、すべてのNPT締約国がNPT第6条の下にコミットしているところの、核の危険を低減し、核軍縮に向けて努力するためのすべての取組を支えるものである。我々は、70年という（核兵器）不使用の記録が永久に続けられるべきことはすべての国家の利益であることを確認し、すべての国がこの目標を達成することに責任を共有することを引き続き確信している。
2. 我々は、核軍縮への「ステップ・バイ・ステップ」アプローチに対する我々のコミットメントを再確認し、冷戦最盛期からの進展を認識する。我々は、更なる進展が必要であることを認識している。即時に採らねばならない措置には、米国とロシアとの間での交渉を通じた更なる核兵器削減、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の即時交渉開始、包括的核実験禁止条約（CTBT）及び既存の非核兵器地帯条約の議定書の発効並びに単独の、二国間の、地域的な又は多数国間の措置を含め、配備及び非配備双方のあらゆる種類の核兵器の継続した削減が含まれる。我々は、核軍縮・不拡散プロセスにおける不可逆性、検証可能性及び透明性の原則を適用することの重要性を一層強調する。かかる観点から、米国は、日本の軍縮・不拡散イニシアティブ（NPTDI）におけるリーダーシップとCTBT発効促進会議共同議長としての役割を歓迎し、日本は、核軍縮検証のための国際パートナーシップを立ち上げた米国のイニシアティブを歓迎する。我々は、核軍縮努力における核兵器国と非核兵器国との更なる協力を促進することとなる同イニシアティブにおいて緊密に協力していく用意があることを確認する。
3. 我々は、市民社会による肯定的役割について一層留意し、8月に共に広島で開催予定の国連軍縮会議及びCTBT賢人グループ会合、さらには11月に長崎で開催予定のパグウォッシュ会議が軍縮・不拡散に向けたモメンタムを強化することを期待する。
4. 我々は、不拡散義務を遵守する国々による、平和的目的のための原子力技術及び原子力へのアクセスを明確に支持する。我々は、原子力技術の平和的利用の恩恵を促進する上での国際原子力機関（IAEA）の役割を強力に支持する日米両国が、IAEAの平和利用イニシアティブ（PUI）に対する今後5年間の財政的支援をプレッジしたことを発表することをとりわけ喜ばしく思う。米国による50百万ドルのプレッジ及び日本による25百万ドルのプレッジは、原子力科学技術の利用によって、がん治療やエボラ診断を含む医療保健の改善、食料と水の確保、海洋の浄化及び病気の撲滅が世界で最も必要とされる地域において引き続き進展することを確実なものとするであろう。
5. IAEA保障措置制度は、かかる枠組みの重要な要素であり、国家が平和的な原子力計画を核兵器開発に転用していないことを検証し、また、不遵守の事例に対処することによって、グローバルな不拡散体制に対する挑戦を防止し、対処する上で重要な役割を担っている。我々は、IAEA保障措置の標準として認められた包括的保障措置協定及びIAEA追加議定書を締結していない国々に対し、これらを締結するよう呼びか

けるとともに、保障措置協定実施のために各国に対し支援を行うとの我々の意思を新たにする。我々は、国レベルにおけるIAEA保障措置の進展を支持し、IAEA保障措置制度の信頼性、有効性及び統一性を維持することの重要性を強調する。NPTの将来的な一体性を維持するためには、いかなる国家に対しても、その責任を逃れたり、他国との平和的協力の成果を悪用するための方法として、条約から脱退することを思いとどまらせるため、また、条約の3本柱すべてにおいて目に見える進展を示すことで締約国に対して条約にとどまり続けることを慫慂するため、行動が必要である。

6. 我々は、不遵守の事例によりもたらされるNPTの一体性及び不拡散体制に対する挑戦に立ち向かう責務を強調する。我々は、EU3+3によるイランとの合意を歓迎し、イランの核計画が専ら平和的性質であることに関する国際社会の懸念を完全に解消し、イランが核兵器を取得しないことを確保するために、いまだ残された作業の完了を奨励する。さらに、我々は、北朝鮮による完全で検証可能かつ不可逆的な非核化を達成するための外交的プロセスにコミットし続ける。我々は北朝鮮に対し、2005年六者会合共同声明におけるコミットメントを守るための具体的な行動をとり、関連する国連安全保障理事会決議の義務を完全に遵守し、核実験や弾道ミサイル発射を含めた更なる挑発を自制し、NPT及びIAEA保障措置に復帰し、自らの不拡散義務を完全に遵守するよう求める。
7. 我々は、また、アジア及び世界において厳格な輸出管理を促進することの重要性を強調する。我々は、アジア諸国の輸出管理能力を一層向上させるとともに、厳格な輸出管理は貿易・投資相手国の信頼を醸成するものであり、貿易・投資を阻害するのではなく、更なる経済成長に向けた好ましい環境を創出するとの認識を促進することを目的として、アジア諸国に対するアウトリーチ活動を実施するため、引き続き協力していく決意である。

(了)

U.S and Japan Joint Statement on the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (NPT)

1. Japan and the United States reaffirm our commitment to seek the peace and security of a world without nuclear weapons and to the Nuclear Non-Proliferation Treaty (NPT). We commit to work together for a successful Review Conference in New York that strengthens each of the Treaty's three pillars: nuclear disarmament, nuclear non-proliferation, and peaceful uses of nuclear energy. The NPT remains the cornerstone of the global non-proliferation regime and an essential foundation for the pursuit of nuclear disarmament. In this 70th year since the atomic bombings of Hiroshima and Nagasaki, we are reminded of the catastrophic humanitarian consequences of nuclear weapons use. Hiroshima and Nagasaki will be forever engraved in the world's memory. Concerns over the use of nuclear weapons underpin all work to reduce nuclear dangers and to work toward nuclear disarmament, to which all NPT parties are committed under Article VI of the Treaty. We affirm that it is in the interest of all States that the 70-year record of non-use should be extended forever and remain convinced that all States share the responsibility for achieving this goal.

2. We reaffirm our commitment to a step-by-step approach to nuclear disarmament, and recognize the progress made since the height of the Cold War. We recognize that further progress is needed. Immediate next steps should include further negotiated nuclear reductions between the United States and Russia, the immediate start of multilateral negotiations of a Fissile Material Cutoff Treaty, entry into force of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty and the protocols to the existing nuclear weapon free zone treaties, and the continued reduction of all types of nuclear weapons, deployed and non-deployed, including through unilateral, bilateral, regional and multilateral measures. We further emphasize the importance of applying the principles of irreversibility, verifiability and transparency in the process of nuclear disarmament and non-proliferation. In this regard, the United States welcomes Japan's leadership in the Non-proliferation and Disarmament Initiative and Japan's role as the Co-Chair Country for the Conference on Facilitating the Entry into Force of the CTBT, and Japan welcomes the U.S. initiative to launch the International Partnership on Nuclear Disarmament Verification. We affirm our readiness to cooperate closely on this new initiative, which will facilitate further cooperation between the nuclear-weapon States and non-nuclear-weapon States with respect to nuclear disarmament efforts.

3. We further note the positive role played by civil society, and hope that activities such as the UN Conference on Disarmament Issues and the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty's Group of Eminent Persons Meeting, both to be held in Hiroshima in August, and the Pugwash Conference to be held in Nagasaki in November, will strengthen momentum toward disarmament and non-proliferation.

4. We unequivocally support access to nuclear technology and energy for peaceful purposes by states that comply with their non-proliferation obligations. We are especially pleased to

announce that both the United States and Japan which strongly support the role of the International Atomic Energy Agency (IAEA) in promoting the benefits of the peaceful uses of nuclear technology have pledged to extend their financial support to the IAEA Peaceful Uses Initiative over the next five years. The U.S. pledge of \$50 million and Japan's pledge of \$25 million will ensure that applications of nuclear science and technology continue to advance medical care and health improvement including cancer treatment and Ebola diagnosis, food and water security, clean oceans and disease eradication in regions of the world most in need.

5. The IAEA safeguards system is a fundamental element of that framework and plays a critical role in preventing and addressing challenges to the global non-proliferation regime, by verifying that states are not diverting peaceful nuclear energy programs to develop weapons, and by responding to cases of non-compliance. We call on all states that have not yet done so to adhere to a Comprehensive Safeguards Agreement and the Additional Protocol as the recognized IAEA safeguards standard, and renew our willingness to assist states to implement safeguards agreements. We support the evolution of IAEA safeguards at the State level, and emphasize the importance of maintaining the credibility, effectiveness and integrity of the IAEA safeguards system. To preserve the future integrity of the NPT, action is needed to discourage any state from withdrawing from the Treaty as a way to escape its responsibilities or to misuse the fruits of peaceful cooperation with other states, as well as to encourage States Parties to remain in the Treaty by demonstrating tangible progress in all three pillars of the Treaty.
6. We underscore the imperative of addressing challenges to the integrity of the NPT and the non-proliferation regime posed by cases of noncompliance. We welcome the EU/E3+3 deal with Iran and encourage completion of the work that remains to fully resolve the international community's concerns regarding the exclusively peaceful nature of Iran's nuclear program as well as to ensure that Iran does not acquire nuclear weapons. We also remain committed to a diplomatic process to achieve North Korea's complete, verifiable and irreversible denuclearization. We urge North Korea to take concrete steps to honor its commitments under the 2005 Joint Statement of the Six-Party Talks, fully comply with its obligations under the relevant UNSC Resolutions, refrain from further provocation including nuclear tests and ballistic missile launches, return to the NPT and IAEA safeguards, and come into full compliance with its nonproliferation obligations.
7. We also underscore the importance of promoting stringent export control in Asia and globally. We are determined to continue to work together to conduct outreach activities for Asian countries with a view to further enhancing their export control capacity as well as to promoting recognition that rigorous export controls foster confidence of trade or investment partners, and create a favorable environment for further economic growth rather than impeding trade and investment.

